

産業保健の 最近の話題について



青森産業保健推進センター相談員 菊田 一 貫

産業保健の最近の話題は、平成15年3月24日厚生労働大臣が公表した、第10次の「労働災害防止計画」があります。これは平成15年度を初年度とし平成19年度を目標年度とする5ヵ年計画であります。

この計画は次の4つの目標があげられています。

1. 労働災害による死亡者数を年間1,500人以下にすることを旨とする
2. 労働災害総件数を20%以上減少させる
3. じん肺、職業癌等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図る
4. 過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少

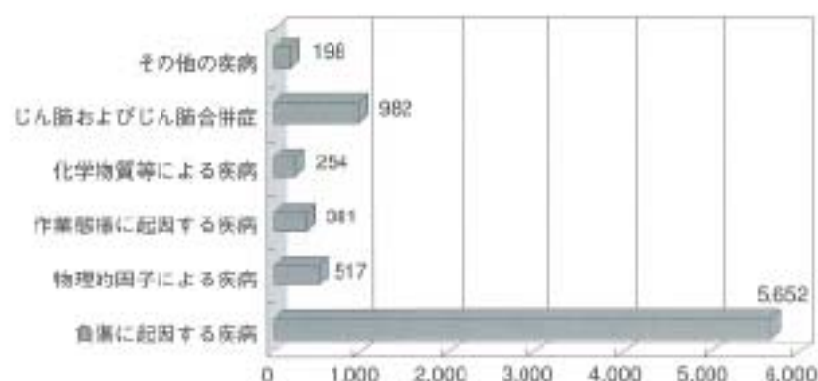
労働者の安全と健康の確保に関する課題と対策について（産業安全対策については省略します）

産業保健に関する労働者の健康確保対策については次の3つがあげられます。

1. 職業性疾病予防対策

業務上疾病は次第に減少していますが、それでも年間8,000人程度（図1、図2）います。このうちじん肺は代表的なもののですが、いまだにアーク溶接等によって年間250人近くが新しく発生しています。筋骨格系疾患である腰痛は広範囲の業種で年間5,000人程度の発症をみています。人間工学的な対策も考慮した「職場における腰痛予防対策指針」により職場内の見直しが必要でしょう。騒音障

図1 平成13年職業性疾病発生状況



害、振動障害については最近建設業を中心に増加傾向がみられます。



図2 職業性疾病年次別発生状況



2. 化学物質による健康障害対策

現在、事業場においては、新規化学物質を含め多種多様な化学物質が使用されており（図3）その有害性も、発がん性、生殖毒性、神経毒性等多岐にわたっています。このようななか、死亡災害や、重篤な労働災害につながりやすい有機溶剤や一酸化炭素による中毒、さらに酸素欠乏症も後を絶っておりません。また、石棉による肺がんや中皮腫等の職業がんの労災認定件数も増加傾向にあります。（表1）事業場内の化学物質の有害性の調査と暴露状況の調査を行い、化学物質のリスク評価を行いましょ。この際、MSDS（化学物質等安全データシート）を活用するようにしてください。

図3 新規化学物質製造・輸入届出状況

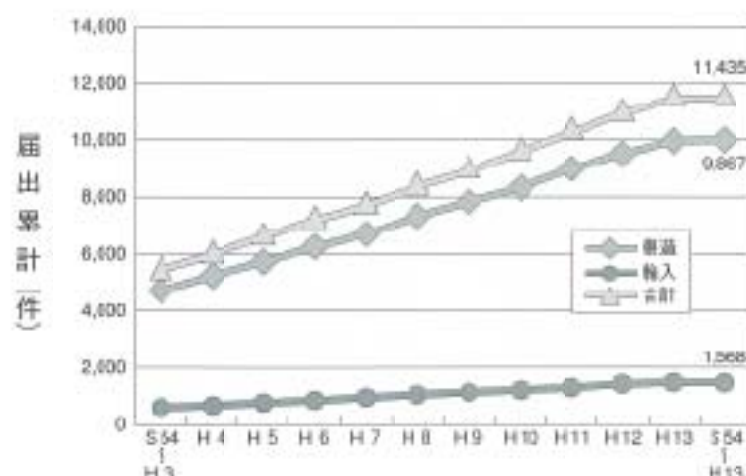


表1 職業がんの労災認定状況

（単位：人）

疾病名	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年
石棉による肺がん 又は中皮腫	27	22	42	42	52

3. メンタルヘルス対策・過重労働による健康障害の防止対策

一般健康診断の結果によると、その有所有率は年々増加し、脳血管疾患や虚血性心疾患などにつながる高脂血症、高血圧症等に関連する所見を有する者が大きな割合を占めています。（表2）このような基礎疾患を有する労働者に過重な労働負荷が加わり、脳血管疾患や虚血性疾患などの発症が誘発されるケースが多く

表2 定期健診結果の有所見率
(平成13年)

項 目	有所見率
聴力 1000Hz	4.1%
聴力 4001Hz	9.1%
聴力 (その他)	0.7%
胸部X線検査	3.3%
喀痰検査	1.3%
血圧	11.1%
貧血検査	6.6%
肝機能検査	15.3%
血中脂質検査	28.2%
血糖検査	8.3%
尿検査 (糖)	3.3%
尿検査 (蛋白)	3.4%
心電図検査	8.8%
所見のあったものの割合	46.2%

なっています。(表3)

表3 脳血管疾患および虚血性心疾患等の労災補償状況

疾 患 名	認定件数 (件)					
	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
脳血管疾患	46	47	49	48	96	202
虚血性心疾患等	27	43	32	37	47	115
合 計	73	90	81	85	143	317

また、職場生活において強い不安、ストレスを感じる労働者の割合も増加しており、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺に至る事案が急増する傾向にあります。(表4、図4) このためメンタルヘルス対策として「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」に基づき、事業者が「心の健康づくり計画」を作成し、セルフケア、ラインによるケア等のメンタルヘルスケアの実施が必要になってきました。また、うつ病などについて、職場内での偏見をなくすとともに、予防、早期把握、治療、職場復帰といった

表4 精神障害等の労災補償状況

	年 度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
精神障害	請求件数	2	2	7	13	13	18	41	42	155	212	265	341
	認定件数	0	2	0	0	1	2	2	4	14	36	70	100
うち自殺 (未達含む)	請求件数	0	1	3	5	10	11	30	29	93	100	62	112
	認定件数	0	0	0	0	0	1	2	3	11	19	31	43

厚生労働省労災補償部補償課による

対策が必要になってきました。自殺予防対策として「職場の自殺防止マニュアル」を活用して事業場内の相談体制の整備が大切です。さらに、過重労働については、時間外労働の削減や年次有給休暇の有効な活用によって過重労働を排除し、産業医等による健康管理が重要です。

以上について青森産業保健推進センターでは産業保健スタッフ、事業場の皆さんへの支援をいたしております、お気軽にご相談ください。

図4 自殺者の年次推移

